



表① 狂犬病予防注射の日程(集合)

実施月日	会 場	時間帯
5/12 (水)	市立福吉公民館	10:00～10:30
	市立深江公民館(旧中央)	10:50～11:20
	石崎公民館	13:40～14:10
	市立長糸公民館	14:30～14:50
5/13 (木)	市立可也公民館(旧中央)	9:10～10:20
	神在三区公民館	10:45～11:05
	平原歴史公園駐車場	13:30～14:00
	波多江中町公民館	14:20～14:40
	潤公民館	15:00～15:20
5/14 (金)	富集落センター	9:00～ 9:20
	市立雷山公民館	9:40～10:10
	大門区公民館	10:30～11:00

表② 糸島獣医師会の動物病院

病 院 名	住 所	電話番号
加布里動物病院	加布里69	(323) 2566
神在動物医院	神在1387-2	(321) 0454
ふかつ動物病院	神在1373-7	(321) 2565
浅野動物病院	高田4-4-33	(323) 2486
西原獣医科医院	高田2-1-11	(324) 1581
さこ動物病院	浦志2-5-6	(324) 2539
ゆじ動物病院	荻浦583-1	(324) 6941
有田動物病院	有田中央2-1-25	(322) 0483
かじ動物クリニック	多久510-4	(321) 0580
伊都どうぶつ病院	前原東3-5-3	(321) 2299
志摩なかむら動物病院	志摩井田原59-8	(327) 3623

狂犬病予防注射を忘れずに

狂犬病は、狂犬病ウイルスによって引き起こされる恐ろしい伝染病です。

ヒトを含めて、すべての哺乳類に感染し、発症すれば数日以内に命を失う病気です。

飼い犬に予防注射をするのは、飼い主の責任。必ず忘れずに、接種しましょう。

費用

【注射】3050円

必要なもの

新規登録……3000円
鑑札再交付……1600円

※再交付は、鑑札を紛失した

場合に行います。

鑑札と案内はがき
※案内はがきが届いていない人は、会場で手続きをします。

注意事項

①犬を押さえることができない人が、連れてくる。
②かみつく恐れのある犬には、口輪などを着ける。

※糸島獣医師会の動物病院では、注射済票や鑑札の交付も同時に受けることができます。

日程

表①のとおり

※予防注射は、市内の動物病院(表②)で受けられます。

●犬を飼うには登録が必要

犬を飼うには、犬(生後91日以上)の犬を飼いだめた日から30日以内に、登録が必要です。

犬の登録は、市役所生活環境課または市内の動物病院で手続きをしてください。

転居や所有者が変わった場合も、届け出が必要です。



ペットを飼うことは動物の命を預かること

●最後まで責任を持つ

ペットにも寿命があります。例えば、犬の寿命は、12年から15年くらい、また、猫の寿命は、10年から18年くらいあるといわれています。

一度、犬や猫などを飼い始めると、あなたとペットの、本当に長い付き合いが始まることとなります。

嫌になったり、飽きたから

と、飼うことを途中で放棄しないでください。

最後まで愛情を込めて飼いつづけることは、飼い主の基本的な責任です。

●不幸な命を増やさない

子犬や子猫が生まれても、飼う人が見つからなくて、保健所などに持ち込まれ、処分されてしまう事例がたくさんあります。

ペットにも命があります。不妊や去勢手術を受けさせるなど、繁殖の制限は必要です。

す。むやみに命を奪う行為は避けたいものです。

また、動物を捨てる行為は、法律で禁止されており、犯罪です。動物を捨てると50万円以下の罰金が科せられることとなります。

●気配りをしながら飼う

飼い主は、近隣のみなさんに迷惑を掛けない飼育方法を心掛ける必要があります。

ほんの少しの気配りで、苦情は少なくなります。みなさんのご協力をお願いします。

ペットに関する苦情と解決方法 犬の場合

苦情の内容	苦情をなくすための気配り
鳴き声がうるさい	毎日十分な散歩・運動をさせる。
	臆病な犬は、ラジオなど音の出るものを置いたり、家族の気配のするところで休ませるなどの工夫をする。
	夜は家の中に入れる。
フンの放置やオシッコで迷惑している	散歩前にトイレを済ませようしつける。
	ビニール袋やシャベルを携帯してフンは持ち帰る。
	どこにでもオシッコをしないように、飼い主が主導権を持って散歩する。

猫の場合

苦情の内容	苦情をなくすための気配り
近所の飼い猫が、庭にフンをする車にいたずらをされた	屋内で飼育する。
	屋外に出ないよう窓などを確認する。
飼育場所からにおいがする	1日1回以上、飼育場所を清掃する。
	消臭剤を散布する。

あなたのペットみんなから愛されていますか

ペットはたいせつなパートナー

市民から市に寄せられる、ペットについての苦情や相談は、絶えることはありません。

ペットを飼っている人は、周りの人に迷惑を掛けないように心掛けることがたいせつです。

人とペットが幸せに暮らしていくためには、飼い主のモラルとマナーが必要です。

